

「中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 Q&A新旧対照表

改正	現行
<p>Q 1. (略)</p> <p>Q 2. 本基本要領制定の目的はどのようなものですか。</p> <p>A. 東北経済産業局及び関東経済産業局からの委託により認定支援機関である商工会議所及び財団法人（以下、「受託法人」という。）がセンター事業を実施するにあたり、センター事業が対象とする企業、再生計画案の内容等について統一的ルールを整備することにより、各受託法人による案件処理水準を向上させるとともに、外部信頼性の強化をはかることを目的としています。</p> <p>各受託法人は、本基本要領に定められた手順に準拠して、センター事業を実施することとなります。</p> <p>Q 3. センター事業を行うにあたり、受託法人はどのような立場に立つのでしょうか。</p> <p>A. 受託法人は、事業者（債務者）の代理人でも債権者（金融機関等）の代理人でもなく、中立公正な第三者として、センター事業を行わなければなりません。すなわち、受託法人（及び業務を実施する業務部門）は、中立的な立場で、<u>産業復興機構が買取った案件のフォローアップ</u>、再生計画案の策定支援及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施する必要があります。</p>	<p>Q 1. (略)</p> <p>Q 2. 本基本要領制定の目的はどのようなものですか。</p> <p>A. 東北経済産業局及び関東経済産業局からの委託により認定支援機関である商工会議所及び財団法人（以下、「受託法人」という。）がセンター事業を実施するにあたり、センター事業が対象とする企業、<u>センター事業における債権買取支援の進め方</u>、再生計画案の内容等について統一的ルールを整備することにより、各受託法人による案件処理水準を向上させるとともに、外部信頼性の強化をはかることを目的としています。</p> <p>各受託法人は、本基本要領に定められた手順に準拠して、センター事業を実施することとなります。</p> <p>Q 3. センター事業を行うにあたり、受託法人はどのような立場に立つのでしょうか。</p> <p>A. 受託法人は、事業者（債務者）の代理人でも債権者（金融機関等）の代理人でもなく、中立公正な第三者として、センター事業を行わなければなりません。すなわち、受託法人（及び業務を実施する業務部門）は、中立的な立場で、<u>債権買取支援</u>、再生計画案の策定支援及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施する必要があります。</p>

Q 4. ～Q 7. (略)

Q 8. 東日本大震災により被害を受けた事業者とは、地震による損壊や津波による資産の流出を受けた事業者が対象になるのですか。

A. 東日本大震災による直接被害を受けた事業者だけではなく、取引先が東日本大震災の影響を受けた間接被害者や原子力発電所の事故や風評被害の影響を受けた間接被害者も支援の対象になります。

(削除)

(削除)

Q 4. ～Q 7. (略)

Q 8. 東日本大震災により被害を受けた事業者とは、地震による損壊や津波による資産の流出を受けた事業者が対象になるのですか。

A. 東日本大震災による直接被害を受けた事業者だけではなく、取引先が東日本大震災の影響を受けた間接被害者や原子力発電所の事故や風評被害の影響をうけた間接被害者も支援の対象になります。

Q 9. 産業復興相談センターに相談すれば、既存債務を買い取ってもらえるのですか。

A. 同センターは、窓口相談により、相談事業者の再生可能性（事業性の見込や再生計画の策定支援の可否等）を総合的に判断し、課題の解決に向けた適切な助言等を行います。

相談の結果を踏まえ、再生可能性の見込があり、再生計画の策定支援ができる可能性がある事業者には再生計画策定支援を行い、再生計画の策定支援はできないものの、再生可能性があり、復旧・復興を図るための新規融資を金融機関から受けるに当たって、既往の債務を買い取ることにより、その目的が達成することが見込まれる事業者には債権買取支援を行います。また、同センターは産業復興機構へ債権買取要請までを担い、債権買取そのものは産業復興機構が行うこととなります。

Q 10. 産業復興相談センターが債権買取要請を行うと、産業復興機構では必ず債権を買い取るのですか。

(削除)

Q 9. 債権買取支援終了時の事業計画作成支援と再生計画策定支援との違いは何ですか。

A. (略)

A. 産業復興機構は、産業復興機構内に設置している投資委員会において債権買取の可否を自主的に決める仕組みとなっています。ただし、産業復興相談センターが相談を受けた事業者に再生可能性があると判断した場合は、産業復興機構は、産業復興相談センターと情報共有を行い、事実上一体となって債権買取に向けた手続きを進めていくなど、迅速に対応することとしております。

Q 1 1. 債権買取支援において産業復興相談センターが債権者調整を行った結果、全債権者が債権買取について同意しなかった場合はどうなりますか。

A. 債権買取について全債権者の同意が得られなかった場合など、債権買取に至らなかった（あるいは至る見込みがない）時、債権買取支援は終了することとなります。

しかし、同センターは事業者からの要請があれば、引き続き支援を続けることができます。債権買取支援終了時の具体的な支援例は以下のとおりです。

①事業者を支援する機関を紹介する。

②事業者の課題解決に向けた適確な専門家を紹介する。

③債権買取以外の金融支援（リスケジュール等）を含む事業計画の作成を支援する。

Q 1 2. 債権買取支援終了時の事業計画作成支援と再生計画策定支援との違いは何ですか。

A. (略)